

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和6年10月8日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本 晋也	2 番	澤田 嘉之
5 番	田中 正博	7 番	山本 功
8 番	井澤 茂治	9 番	中川 茂成
10 番	田中 安弘	11 番	山本 千恵子
12 番	田中 吉照	13 番	杉本 邦子
16 番	杉嶋 秀美	17 番	森島 隆詞
18 番	井上 和也	19 番	岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋 眞秀	4 番	堀内 大
14 番	新司 吉行	6 番	中村 正

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局 森田 吉弥
山口 健司
枅谷 洋輝
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和6年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

9 番 中川 茂成 10 番 田中 安弘

9、閉会の日時

令和6年10月8日午後2時30分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第10回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議 長 さて、委員の皆様には、農作業などでご多用のなか、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

 本日の署名委員は、9番中川茂成委員、10番田中安弘委員のお二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

 1番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
 1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については2ページの地図のとおりです。

 本件については、譲渡人は高齢による規模縮小のため、譲受人は農業経営規模拡大のための、所有権の有償移転申請です。

 譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

 また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上です。

議 長 1番については、地区担当委員の石本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

石 本 1番、石本です。

 1番の案件につきまして、9月27日に森島委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

 当該地は耕作されておらず荒廃化しておりましたが、譲受人は隣接する農地の所有者でもあり、今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の1番については許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、令和6年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について、を議題とします。1番から2番について、事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは3ページをお開きください。議案第2号、令和6年度農用地利用集積計画（第6次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

4ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については7ページの地図のとおりです。

4ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については9ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から2番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の1番から2番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の1番から2番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて3番から4番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、田中正博委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは4ページにお戻りいただき3番と、5ページの4番は利用権の設定を受ける者が同じであるため、続けて説明させていただきます。

3番でございます。

【 提案説明 】

続いて、4番でございます。

【 提案説明 】

場所については11ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の3番から4番についての計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。

議案第2号の3番から4番についての計画は議案どおり決定いたします。

田中正博委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 田中正博委員にお伝えします。議案第2号の3番から4番についての計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、12ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については13ページの地図のとおりです。

以上です。

議長 本件については、地区担当委員の野秋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

野 秋 3番、野秋です。

本件について、9月30日に岩井会長、事務局の枡谷主任主査と現地を確認しました。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、当該地は住宅の敷地となっており、離農も困難であると考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議長 本件について何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、14ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については15ページの地図のとおりです。

以上です。

議長 本件について何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議長 続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、16ページをお開きください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。
以上です。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和6年11月7日木曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年11月7日木曜日午後1時30分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時30分